

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

大阪府教育庁では、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和4年3月17日付け事務連絡等及び大阪府健康医療部より発出の令和4年3月17日付け通知を踏まえ、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定についてなど、4月7日以降の府立学校における教育活動等についてとりまとめました。

つきましては、別添のとおり、府立学校に対して通知した資料を送付させていただきますので、私立学校園におかれましては、内容をご確認いただき、今後の各学校園での対応の参考としてご活用ください。

なお、小学校、幼稚園等における留意事項等に変更はありません。また、府立学校における学級閉鎖等の基準についても変更はありません。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

<主な変更点概要>

【別紙】「府立学校における今後の教育活動等について」（令和4年4月5日）

7. 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について

(2) 中学校及び高等学校について（概要）※教職員の場合は、以下の対応に準じる。

保健所等による学校における濃厚接触者の特定が実施されないこととなったため、教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は不要。

ただし、学校における感染拡大を防止するため、感染者等への聞き取りは引き続き実施し、以下の①～③の感染者との接触状況に応じた対応を行うこと

① 基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者等への対応

<濃厚接触者として扱わない>

- ・ 5日間の出席停止とする
- ・ 出席停止期間に加えた2日間、計7日間は感染リスクの高い行動を行わないよう指導

② 学校で感染者と感染可能期間中に接触し、濃厚接触者の定義に該当する者への対応（①を除く）

<濃厚接触者として扱わない>

- ・ 出席停止とはしない
- ・ 7日間は、感染リスクの高い行動を行わないよう指導

③ 泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった者への対応

<濃厚接触者として扱う>

- ・ 7日間の出席停止とする

【添付資料】

- 府立学校における今後の教育活動等について
(令和4年4月6日付け教保第1119号教育振興室長・市町村教育室長通知)
- 府立学校における今後の教育活動等について
(令和4年4月5日付け教保第1103号教育振興室長・教職員室長通知)

- 【別紙】 府立学校における今後の教育活動等について (令和4年4月5日)
(見え消し含む)
 - ・別紙 7 (2) 中学校及び高等学校について (概要)
 - ・保護者あて文書-ひな形
 - ・様式 [陽性者情報報告書]
 - ・様式 [休業情報申請書]

- 【文部科学省-事務連絡】 …別添写し
 1. 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
[令和4年3月17日付け]
 2. 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について (更新)
[令和4年3月17日付け]
 3. オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について (更新)
[令和4年3月25日付け]

- 府健康医療部-通知文】 …別添写し
 - ・ **B.1.1.529** 系統 (オミクロン株) が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について [令和4年3月17日付け感企第5016号]
 - ・ 別添【大阪府の対応】

- 【厚生労働省-事務連絡】 …別添
 - ・ **B.1.1.529** 系統 (オミクロン株) が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について [令和4年3月22日一部改正]

- 令和4年4月5日付け教保第1103号通知にかかる Q&A

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

村岡、橋本 (06-6941-0351 内線 4853)

幼稚園振興グループ

犬伏、菅 (06-6941-0351 内線 4816)

専各振興グループ

岸良、大東 (06-6941-0351 内線 4862)